

事業名	たばこ対策推進事業費	部局名	健康福祉部
		担当課	健康増進課

仕分け結果

仕分け結果の内訳	不要	民間	国・広域	市町村	県 民間委託	県 要改善	県 現行どおり	結果
		2 + 1					2	
委員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当に全面禁煙化するなら手段としては規制で十分。県の施策は無駄ではないが、どこまで禁煙対策を実施すべきか、再度検討して県民に示してほしい ・ まずは、公共施設を全面禁煙とすることと、なぜ禁煙化するのかを周知すべき ・ 国が法規制で対応すべきことで、アンケートその他で取り組むべき問題ではない 							

見直しの方向性

見直しの方向性	廃止の方向で検討（段階的廃止含む）
仕分け結果に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙防止の法制度の充実強化について国へ要望を行ったが、現在のところ、国による法規制の具体的な見通しは立っていないので、県民の運動、行動を盛り上げて、受動喫煙防止の取組を進展させていく必要がある。 ・ 県・市町村庁舎などの公共施設は、生活上利用せざるを得ない施設であるため、早急な禁煙化に取り組む。
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効果等を考え、現事業は廃止の方向で検討する。 ・ 受動喫煙防止対策を中心とした新たな対策は、今後検討する。

事業概要の説明

事業費(千円)	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 当初	
()内は 一般財源	2,646 (2,449)	4,699 (2,510)	4,455 (2,250)	4,637 (2,437)	10,232 (5,166)	
成果目標	管理指標	健康寿命（介護サービスを受けずに暮らすことができる期間）の一年延伸（H16～H22）				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
		男性 77.55 歳 女性 81.38 歳	男性 76.89 歳 女性 80.52 歳	男性 77.02 歳 女性 80.60 歳	平成 22 年 11 月 公表予定	男性 77.55 歳 女性 81.38 歳
	成果目標を補完 する事業指標	喫煙習慣のある人の割合（20 歳以上）				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
	⑮比半減 （⑮実績） 男性 45.7% 女性 11.2%	—	男性 33.3% 女性 7.0%	—	—	
事業概要	1 事業概要					
	項目・内容				22 予算	
	たばこ 対策全般	・関係機関や有識者による「たばこ対策推進会議」の実施 ・世界禁煙デー(5月31日)を中心とした街頭キャンペーンの実施			208	
	禁煙対策	①若い世代への対策(学校における禁煙教育や禁煙教室の実施) ②女性への対策(母子手帳交付時、学園祭等での啓発事業) ③禁煙したい人へのサポート(禁煙支援従事者研修)			1,538	
	受動喫煙 防止対策	◎公共的な施設の禁煙化の推進 <22年度重点項目> ・飲食店や理美容店等の事業所向けの講習会の開催等 ・受動喫煙防止対策についての意識調査の実施(※新規) ・受動喫煙防止対策ガイドラインの策定検討(※新規) ・禁煙宣言事業(禁煙プレートの配布)(※新規)			8,486	
	計				10,232	
	2 22年度重点項目について					
	(1) 受動喫煙防止対策ガイドライン等策定準備					
	<p>多くの人々が利用する公共的な施設において自主的な禁煙・分煙の取組を進めて受動喫煙の防止を図るため、禁煙・分煙の必要性、方法などを明確化した条例やガイドラインの策定等に向け、県民及び施設の実態調査等の実施及び各種検討を行う。</p> <p>①県民意識調査 対象：県民 3,000 人 内容：受動喫煙の認識、受動喫煙防止対策へのニーズ等</p> <p>②施設実態調査 対象：飲食店・娯楽施設・宿泊施設等 5,000 施設 内容：受動喫煙防止の実施状況と今後の予定</p>					
	(2) 禁煙宣言事業					
<p>公共的な施設の禁煙取組の促進を図ること及び喫煙者而非喫煙者の両者が利用施設を選択できることを目的に、禁煙宣言をした施設に禁煙プレートを配布し、宣言施設名を県HP等にて紹介する。</p> <p>・対象施設：多くの人々が利用する公共的な施設（学校、医療機関、飲食店、娯楽施設、宿泊施設など）</p>						

事業名	民間保育所振興事業費助成	部局名	健康福祉部
		担当課	子育て支援課

仕分け結果

仕分け結果の内訳	不要	民間	国・広域	市町村	県 民間委託	県 要改善	県 現行どおり	結果
		2 + 1					2	1
委員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の資質向上にどの程度貢献しているか不明 ・ 保育士のレベルアップのために、違った視点の事業が必要 ・ 必要な研修に特化して補助する等、メリハリある制度にすべき ・ 県の役割・目的を明確にして中身を精査することが必要 ・ 研修参加中の代替保育士の確保等、参加しやすいように拡充してほしい 							

見直しの方向性

見直しの方向性	改善
仕分け結果に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の質の向上が求められる中で、県が保育士の資質や専門性の向上のための取組みを行うことの必要性については認められたが、現在の事業については、研修内容を限定することなく、職員が研修に参加するために必要な費用に対して助成を行うものであり、この点について、様々な御意見をいただいたものと考えている。 ・ 御意見を踏まえ、より効果的な事業となるよう、事業の実施方法を見直すこととする。
見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士の資質や専門性の向上に資する研修への参加を促すため、県が指定する研修の参加に必要な経費を助成する事業とする。 ・ 県が指定する研修については、以下の研修例を想定し今後検討する。 (研修例) <ul style="list-style-type: none"> ①各保育所における職務経験に応じた体系的な研修の実施を促進するための研修（初任者研修、中堅保育士研修、主任（リーダー）保育士研修 等） ②保育に関する重要な課題に対応できる知識や技術を習得するための研修（発達障害、児童虐待、保護者対応、感染症、食育、アレルギー 等）

事業概要の説明

事業費(千円) ()内は 一般財源	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 当初	
	3,450 (3,450)	3,539 (3,539)	4,052 (4,052)	3,372 (1,687)	5,780 (2,890)	
成果目標	管理指標	自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと感じている県民の割合				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
		80%	51.8%	51.1%	56.0%	80%
	成果目標を補完する事業指標	—				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
		—	—	—	—	—
事業概要	1 事業内容					
	概要	保育士の資質の向上を促進し、保育所機能の向上を図るため、民間保育所からの県への申請に基づき、職員が研修に参加するために要する費用に対して助成を行う。				
	補助対象研修	厚生労働省、都道府県、市町、(社)日本保育協会、全国保育協議会、厚生労働省所管公益法人、県保育所連合会、県保育士会が主催または共催する研修				
	補助対象経費	研修会の参加に係る旅費、資料代及び参加費(懇談会費を除く)				
	補助率	1/4(補助限度額 50千円)				
	2 事業実績					
	年度	19年度	20年度	21年度		
	保育所数	98か所	100か所	89か所		
	研修参加者数	4,465人	4,534人	3,766人		
	補助対象事業費	20,061,571円	23,074,083円	17,851,859円		
県補助額	3,539,469円	4,052,359円	3,371,609円			

事業名	福祉サービス第三者評価事業推進費	部局名	健康福祉部
		担当課	地域福祉課

仕分け結果

仕分け結果の内訳	不要	民間	国・広域	市町村	県 民間委託	県 要改善	県 現行どおり	結果
		3					2	
委員の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者による評価は必要だが、この仕組みでよいのか疑問。評価機関を評価することが必要。制度設計を改善すべき ・ 「利用者のサービス選択に資する」という目的とかけ離れていて抜本的見直しが必要。県独自の制度を構築すべき ・ 制度に問題があり、国へ進言すべき ・ 事業者にとって、評価機関に支払うコストに見合うだけのメリットが見えない 							

見直しの方向性

見直しの方向性	検討中
仕分け結果に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価事業は、受審するプロセスにおいて個々の事業者が問題点を把握することにより、福祉サービスの質の向上に結び付ける制度である。 ・ 受審した施設へのアンケートでは、回答を寄せた施設のうち、3年平均で88.1%の施設が「評価全体のプロセスはサービスや経営の質の向上に役立った。」としており、本事業の目的に沿った効果があるので、本制度を継続する必要があると考えている。 ・ 第三者評価機関については、県が、公正・中立性及び専門性を確保するため推進組織に設置される推進委員会に諮りながら認証しており、評価者についても質を維持向上させるため継続研修を行っている。
見直しの考え方	

事業概要の説明

事業費(千円) ()内は 一般財源	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 当初	
	6,110 (6,110)	1,972 (388)	2,098 (526)	2,420 (1,262)	3,178 (1,828)	
成果目標	管理指標	第三者評価受審件数				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
		100%	45 件	40 件	38 件	50 件
	成果目標を補完 する事業指標	自己評価実施率(社会福祉法人関係)				
	長期目標	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 目標	
		100%	99%	99%	99%	100%
事業概要	<p>1 第三者評価制度とは</p> <p>第三者評価事業は社会福祉法に基づき創設された制度で、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とした事業である。</p> <p>なお、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることが想定されている。</p> <p>2 本事業について</p> <p>第三者評価事業の運営に当たり、都道府県は、国の示した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」及び「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置し、①第三者評価機関の認証、②第三者評価基準の策定・改定、③第三者評価結果の公表、④評価調査者養成研修・評価調査者継続研修、⑤制度の普及・啓発に関することなどを行うものとされている。</p> <p>都道府県推進組織は、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は、都道府県が適当と認める団体が担うことができるが、静岡県においては、推進組織を県が担っており、本事業は推進組織の運営に関して必要な費用を計上するものである。</p> <p>3 事業内容(概要・経費内訳等)</p>					
	業 務		内 容		積算(千円)	
	推進委員会の運営		委員会(*)を開催するための経費		1,120	
	研修の実施		評価調査者の新規養成研修、継続研修、研修講師養成のための全国研修への派遣		1,655	
	普及・啓発		受審促進のための受審施設への啓発講演会開催、一般啓発用リーフレット作成		403	
	支出合計				3,178	
	収入計 (研修参加費収入)		養成研修 30名×30千円 継続研修 150名×3千円		1,350	
	差引(一般財源)				1,828	
	<p>* 推進委員会：都道府県推進組織の公正・中立性及び専門性を確保するため、同組織内に設置される委員会であり、外部の有識者等を委員とする。推進組織は、評価機関認証、評価基準改定等に関して、本委員会の意見を聴取することとされている。</p>					